

令和5年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月7日(水) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第30号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第31号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第32号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第33号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第34号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係職員	池部 克
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は19名全員出席です。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いをいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それでは、ただいまより令和5年第6回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号4番井手創一委員、議席番号5番大場將夫委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第30号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について2件、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について2件、議案第33号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について11件、議案第34号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について4件、計24件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転

用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第30号から第34号までの24件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が住めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第30号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,547平方メートルです。現況は宅地になっており、現在は宅地11筆を含む13筆となっています。この案件は、令和4年〇月〇日付で建売分譲住宅での転用許可を受けておりましたが、区画数の変更のため計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既に造成工事は完了しており、2区画は建築済みです。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、事業者は全 11 区画で計画をされていましたが、顧客の要望により販売促進のため 10 区画へ区画数を減らして計画変更するものであります。排水について、前回と同様、雨水は新設道路の側溝を介して東および南側道路の側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水設備を介して東および南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第 1 種農地の該当事項 2 番に該当します。これは計画当時と変わりません。許可の基準は 7 番となっており、前回と変わりません。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。10 番の古賀でございます。今月 3 日に東部調査会で現地を確認させていただきました。変更内容は事務局のほうで先ほど紹介いただいたとおりでございますが、今回の変更内容で周辺農地への影響が考えられないということから、問題なしということでございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号２番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２，１１７平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は令和４年〇〇月〇〇日付で太陽光発電設備での転用許可を受けておりましたが、レイアウトの大幅な変更を要するため、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の５ページから６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、８ページのとおりです。ここですみません。資料図の修正がありまして、差し替えの施設配置図をお配りしておりますので、そちらを見ていただきますようお願いいたします。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については東側隣接山林の伐採ができなくなり、パネルの設置工事を中断されております。

行政関係の手続きについて、自然公園法上の手続き中で、

許可見込みはあります。変更点としましては、事業者は申請地の東側山林が伐採をできない状況になり、日照確保のため北西側山林を利用してパネルを設置することとして、大幅なレイアウト変更になるため、事業計画変更するものであります。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画で、変更はありません。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。現地確認を6月1日に中部調査会にて行いました。事務局説明のとおりで、何も問題はないという結論に達しましたので、皆さんの慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の３ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は１，７２８平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１１ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成協議、開発協議、道路工事施工、河川法第２６条許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１メートルの盛土を行い、整地し、西および南側にはコンクリートブロックを新設し、北および東側には道路側溝を新設、北および東側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、北側の新設道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北および東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

	生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。
	立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。
	整理番号1番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎太享委員	11番宮崎です。6月1日の中部調査会で不備がなかったことをここに報告します。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は616平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の

1 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、
1 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 4
ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ
いて、事業費は全額借入金で、貸与証明書が提出されていま
す。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事
関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、
最大1メートルの盛土を行い、整地し、南側は既存コンク
リートブロックを利用し、ほかは新設して土留めを行い、北
西側の既存宅地進入路より出入口とする計画です。排水につ
いて、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されて
います。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いしま
す。

宮崎太享委員 1 1 番宮崎です。6月1日に中部調査会のほうで現地確認
をし、資料のとおり不備がなかったことをここに報告します。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 3 筆、畑 2 筆、面積は合計で 6, 5 4 9 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、資材置場です。賃借権設定によるものです。設定期間は許可日より 5 年で自動更新の予定です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 7. 2 メートルの盛土を行い、整地し、周囲の土羽には法面保護を施し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水の

みで自然地下浸透および施設内に新設する排水設備を介して西側の新設貯水池へ流し、既存排水路を経由して下流の貯水池へ接続放流させる計画です。既存の排水路および貯水池の所有者より排水承諾書が提出されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。これも6月1日に現地確認を中部調査会で行ないました。説明は事務局の説明のとおりですので、中部調査会では何も問題ないだろうということになっています。皆さんの慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」)
はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。先ほど権利設定が賃借権ということで5年ごとに更新されるというふうに説明をいただきました。で、たぶんそれで大丈夫だと思うんですが、万が一ということでお尋ねをいたします。何らかの事情があって、借受人のほうがですね、もう借りないというふうになった時に、そのままということになると、何か問題が出てくる

議長
農地係・槻木

ことがあるのではないかというふうに思います。よく賃借権の場合は原形復旧にしてくれというのが契約書の中にうたわれている例が多いと聞きます。今回の場合どのようなになっているのか、ご指導いただけるのであれば教えていただければと存じます。よろしくお願いします。

はい。事務局のほうから。

すみません。一応契約書の中に、管理上の責任ということで、もちろん維持管理にあたっては、事業者がもちろん責任を持って行うというところと、例えば修繕とかあった場合は、事業者がするというのも契約書の中に書かれております。損害賠償とかもですね、一応契約書の中には書かれておりまして、そのような事業者の責に帰すべき事由があった場合は、そのようなことで解約の申し入れとかあって、農地に戻すというかたちで契約はなされております。

議長
古賀由紹委員

はい。古賀委員。

現状復旧する、という条項はないというふうに思っております。以上でございます。

議長
農地係・槻木

よろしいですか。事務局のほうから何か。

すみません。ちょっと現状復旧という項目は見当たらないようですね。

議長

古賀委員よろしいでしょうか。（古賀委員「はい。」）はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の４ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は９９７平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１８ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１９ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２０ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、工作物（里道）新築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大５０センチメートルの盛土を行い、整地し、北、西、東側はコンクリートブロックを新設、南側はセットバックを行い、南側道路より出

入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側の道路側溝へ放流、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員

15番宮崎です。6月1日に現地確認を行いました。現場は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西方面、西側ですね、道を挟んでの西側です。事務局説明のとおりですので、何も問題ないということに中部調査会ではなっています。よろしくお願いいたします。

農地係長

すみません。説明でちょっと間違っておりまして、ここは3種農地になります。3種農地の8番に該当します。で、選定理由書は提出されていません。すみません。5番と勘違いしてそのまま書いてしまっておりました。3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番で間違いありません。以上、説明を修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集５ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は３５４平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、作業場、事務所、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２１ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２２ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２３ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関

連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、碎石敷きの整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の道路側溝へ放流させる計画です。なお、仮設トイレを設置される予定です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。1日の日に現地調査をいたしまして、周りの土地は全部耕作されてない土地ばかりでして、何も問題ないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 5 ページ、議案第 3 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番および 2 番の 2 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 5 ページをご覧ください。今回の案件は所有権の移転に関する案件のみで合計 2 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。

古賀由紹委員

何度も申し訳ございません。ちょっと参考までに事務局にお尋ねでございます。6 ページからのですね、農業経営基盤強化促進事業の利用集積の分では、今回の案件はすべて賃借権か使用貸借なんですけれども、その場合、借賃というのが登場します。それから先月 5 月の総会の時には、この基盤強化法による所有権移転の案件があつて、それには対価、要は

農地価格ですね。それが示されていました。で、5月の総会の時にもこの3条の許可申請の分があったんですけども、それでは今回と同様に対価の欄がございません。農地法第3条の場合と基盤強化法の場合とでのこの区分けの仕方についてはどう考えたらいいか教えていただければと存じます。よろしくお願いします。

農地係・橋本

事務局のほうからお答えをいたします。違いというよりは農地法3条のほうの考え方をご説明させていただきますと、農地法3条の場合は、譲受人、譲渡人の金額を示す欄はございますが、その後、それを追いかけるようなことをしていないというか、担保となるものを求めているわけではなくて、お互いの金額を表明されているだけであるので、こちらには載せていないというような状況になります。以上です。

議長

古賀委員、ただいまの事務局の説明でよろしいでしょうか。（古賀委員「はい。」）はい、ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開を15時30分ということで10分間の休憩となります。

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

15時20分 休憩

15時30分 再開

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

議長 それでは時間が来ましたので、会議を再開したいと思います。議案集6ページ、議案第33号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集8ページ整理番号11番までの11件については一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が10件、使用貸借権の設定が1件です。面積は合計で48,424平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。こちらの議案の中で一つ補足の説明をさせていただきたいと思います。整理番号の9番から11番になりますけれども、こちらの3件につきましては、先月の農業委員会の総会の際のあっせん申出で出ていた農地になるんですけれども、その際に委員さんのほうから借りている方がいるのではないかとい

うことで、別の方にあっせんは難しいということでご意見を
いただいていた分がございました。こちらの分につきましては
は、今借りていらっしゃる方と協議をしていただきまして、
9番と11番につきましては、土地改良の賦課金がかかって
いるため、賃借権ということで反当たり〇〇円という金額を
上げております。そして10番につきましては、土地改良の
賦課金がかかっていないということで、使用貸借権、無償で
貸付けをするということで協議がまとまりましたので、こち
らの分も併せて報告をさせていただきたいと思います。以上
で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。（古賀委員「は
い。」）はい。古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。先ほど事務局から紹介いただいた先月のあっ
せんの分が今回9番から11番まで関係があるというふうに
教えていただきました。その上でお尋ねですが、前回のあっ
せんで話が合った中で比較してみますと、2,905平米の
1筆が今回のこの7ページ、8ページには載っていないという
ふうに見えます。その分につきましてはどうなっているのか
教えていただければ幸いです。以上でございます。

振興係長

はい。お答えいたします。先月のあっせんの分から今回の
利用権につきましては、確かに1筆足りないかと思っております。
こちらの分につきましては、現在借りていらっしゃる

ということでお話をされていた方につきまして、そこは現在今借り手の方が作っている所ではないということでしたので、こちらの分につきましては、また改めて借り手を探すということになっていくという状況になるかと思います。一応そういうことになります。よろしいでしょうか。

議長 （古賀委員「はい。」） はい。古賀委員。

古賀由紹委員 ということは、前回あっせんの分が保留になったと私は認識しています。で、保留になった分が前回6筆だったと思うのですが、そのうちの5筆については、この基盤強化法で今回案件として出していただけたと。で、残り1件については、あっせんというかたちでそのまま保留だったのが残っているというふうに理解してよろしゅうございますか。それとも改めて別な手続きをなさるということになるんでしょうか。教えてください。

振興係長 はい。状況といたしましては、あっせんが残っているということでこちらのほうも認識をしているところです。作っていらっしゃる方が今どのようにしてあるかというのを改めて確認をして、最近ちょっとそこは作っていらっしゃらないようだという事だったので、改めて以前作っていらっしゃった方をちょっと確認をいたしたりですとか、新たに作ってくださる方を探したりということで、またあっせんをしていくようなかたちになると考えております。

議長 よろしいでしょうか。（古賀委員「はい。」） はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 9 ページ、議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 10 ページの整理番号 4 番までの 4 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件について、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が 3 件、使用貸借権の設定が 1

件です。面積は合計で9, 605平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。

古賀由紹委員 度々すみません。古賀でございます。2番から4番までは農事組合法人への権利設定というふうに認識をしております。で、2番のほうと3番4番とを比較しますと、2番は経営面積が〇〇ヘクタールほどだと思います。それに比べて3番4番は、現況があまりにも少ない。今回の新規分の2件を加えますと倍にはなるんですけども、いわゆる集落営農法人としてはまだ少ないので、私の想像は、まだ設立されて間もないのかなというふうに思うんですが、そこらへんもしご事情ご案内でございましたら教えていただけたらと思います。以上でございます。

振興係長 はい。お答えいたします。農事組合法人〇〇につきましては、設立は確かに設立してからまだ日が浅いというところもありますけれども、現在、組合のほうに利用権の設定の手続きを順次進めていらっしゃる状況で、現状といたしましては、その組合員の個人の方に貸付けをしていらっしゃる状況が今多いようです。順次農事組合法人として活動をされていらっしゃるので、組合法人のほうに利用権の権利設定をするよう

にということで指導はしているところで、今後農事組合法人
〇〇のほうに貸し付ける場合はもう法人としての貸付けをす
るようということで今指導をしております、順次手続き
をされているところでございます。

議長 よろしいでしょうか。(古賀委員「はい。」) はい。ほかにご
ざいませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し
ました。以上をもちまして議案第30号2件、議案第31号
5件、議案第32号2件、議案第33号11件、議案第34
号4件、計5議案24件は、いずれも原案どおり可決をいた
しました。皆さん方には長時間の熱心なるご審議をいただき
ましてありがとうございました。